

国住指第 2005 号
平成 30 年 9 月 19 日

公益社団法人 日本建築士会連合会 御中

国土交通省住宅局建築指導課長

ホテル又は旅館におけるバリアフリー化に向けた設計の取組みについて

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、我が国における急速な高齢化の進行等を受けて、建築物の一層のバリアフリー化の対応が求められています。

国土交通省では、東京パラリンピック競技大会や障害者団体からの要望を受けて、昨年12月に「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」を設置し、施設管理者関係団体や障害者等へのアンケート調査結果等を踏まえて、今年6月に客室基準の見直しを含むホテル・旅館のバリアフリー化を総合的に推進するため、対応方針をとりまとめました。（別添1）

これに基づき、車椅子使用者用客室の設置基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条第1項）について、床面積2,000m²以上かつ客室総数が50以上のホテル又は旅館を建築する場合、現行では、1以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないところ、来年に予定されている政令改正の施行以降は、建築する客室総数の1%以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないこととなる予定です。（別添2）

これらを踏まえ、今後、ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室等においては、高齢者、障害者等の円滑な移動等への配慮のみならず、健常者を含めた多くの利用者にとって、快適性やデザイン性に配慮された魅力ある空間整備の推進が求められると考えています。つきましては、貴団体におかれましても、車椅子使用者用客室等の設計において、高齢者、障害者等を含めた誰もが利用しやすい魅力ある空間整備に向けて努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、施設管理者関係団体及び建材・設備関係団体に対して、それぞれ、ホテル又は旅館におけるバリアフリー化に向けた取組みに関する推進について通知する（別添4）とともに、併せて、施設管理者関係団体には、地方公共団体における宿泊施設のバリアフリー化に係る支援制度の一覧表（別添3）を情報提供していますので、参考まで添付いたします。

ホテル又は旅館のバリアフリー客室(以下:BF客室)基準等に関する対応方針



(H30.6.12 ホテル又は旅館の客室基準の見直しに関する検討会とりまとめ)

別添1

要望及び課題の抽出

①複数のBF客室
へのニーズ

②BF客室の稼働率
が低い

③BF客室の快適性・
デザイン性等、設計
上の配慮が必要

④多様なニーズ(広さ、
設備、価格等)に対応
した客室が不足

⑤バリアフリーに配慮し
た一般客室が少ない

⑥BF客室等に関する
情報提供が不足

方向性

方向性-1 BF客室の複数化

- 1-1.BF客室の設置数に係る基準
の見直し等
・BF客室の設置数に係る基準を
割合で定めるよう見直しを行う。
・地方公共団体による地域の実情に
応じた条例の整備を促進する。

方向性-2 客室の選択肢を増やす

2-1.BF客室の快適性・デザイン性 の向上(魅力ある客室の提供)

- ・BF客室のイメージ向上を図るため、
合理的、かつきめ細かな設計上の創意
工夫を積極的に行う必要がある。

2-2.高齢者・障害者等のニーズや 利用に配慮した一般客室の整備

- ・BF客室に加えて、高齢者・障害者等、
誰もが利用できるように配慮された
一般客室の整備を促進する。
・BF客室及び高齢者・障害者等の利用に
配慮した一般客室について、客室タイプ
(シングル・ツイン・広め等)ごとに選択
肢を広げることを促進する。

方向性-3 バリアフリー情報提供の促進

3-1.BF客室等に関する情報提供

- ・客室の広さ(面積)や、出入口の幅や
高低差の寸法等のバリアフリー対応に
関する情報を判りやすく提供することを
促進する。

対応方針(案)

① BF客室の客室設置数に係る基準の見直し(政令改正)

現 行	客室総数が50室以上の場合は、 1室以上の車いす使用者用客室 を設ける。
改正後	客室総数が50室以上の場合は、 客室総数の1%以上の車いす使用者用客室 を設ける。 (※基準が適用されるのは、新築又は増改築部分の客室)

② 条例整備促進のための基本方針改正

- 地方公共団体による条例整備を促進するため、基本方針を改定し、以下の情報を盛り込む。
・国は地方公共団体に対して、条例による具体的な取組状況を情報提供すること。
・条例制定に当たって、対象区域や対象用途を設定して義務付け基準の強化が可能であること。

③ 事業者等へのバリアフリー対応の要請

- ホテル・旅館業を営む事業者に対して、業界団体を通じて、バリアフリー対応の取組事例や活用可能な支援制度等に関する周知を行い、バリアフリーに関する取組の強化を要請する。
○建具・設備等の各種メーカーに対して、高齢者、障害者等も含めた誰もが利用しやすく、汎用性・デザイン性のある質の高い製品を開発・普及するよう要請する。

④ BF客室に係る建築設計標準の充実・普及

- BF客室や一般客室に係る建築設計標準の改正(追補版の作成)を行う。
(BF客室設置数の基準見直しを反映することに加え、客室の快適性・デザイン性に
係る解説や設計標準の追加、優良事例の追加等)
○地方公共団体職員や設計者向けの説明会や、建築士に対する定期講習を通じて、
建築設計標準の改正内容を周知し、その普及を図る。

⑤ BF客室等に係る情報提供の充実

- ホテル・旅館のバリアフリー情報に関する統一フォーマット(客室面積、出入口の幅、
高低差、車いす対応の有無等)を作成し、その普及を図る。
○バリアフリー情報の提供方法に関するマニュアル(写真や図面による情報提供や
ネーミングの工夫等)を作成し、その普及を図る。

ホテル又は旅館のバリアフリー客室(以下:BF客室)基準等の見直しに関する方向性(案)

別添1
【参考資料】

現状の実態把握に関する調査結果

ホテル・旅館のバリアフリー化の現状等に関するアンケート調査結果

<BF客室数>

- 回答施設数(606施設)に対する、BF客室のある施設の割合は32.0%
- 総客室数に対するBF客室の割合は0.4%(BF客室のある施設の総客室数に対して0.7%)
- BF客室が1室のみの施設の割合は、BF客室のある施設の71.6%

<BF客室の稼働率>

- BF客室の平均稼働率が、客室全体の平均稼働率より10%以上低い施設は、回答施設の59.4%

<BF客室のしつらえ等>

- BF客室のうち、ツインの割合は57.9%
- BF客室に関する情報提供ありの施設のうち、間取り図や室内の写真等による情報提供を行っていると回答した施設は、33.5%

<一般客室でのバリアフリー対応>

- 総客室数に対する「高齢者、障害者等の利用しやすい客室」の客室数の割合は3.2%

障害者団体等からの意見

<BF客室数>

- 1施設に複数室が整備されると良い
- 複数室利用のニーズはある(BF客室と広め・段差のないツインルームの組み合わせで複数室利用ニーズに対応している)
- 宿泊施設のバリアフリー化の促進とともに、地方部を含めた全国的なバリアフリー水準の底上げを検討してほしい

<BF客室の稼働率>

- BF客室のしつらえが施設的であるために、稼働率が低いとの指摘がある
- BF客室に限定せず、使える客室を増やしていくことで稼働率等を解決できる

<BF客室のしつらえ等>

- BF客室の方が一般客室より、広くて動きやすい
- BF客室の浴室、トイレが無駄に広い
- BF客室が殺風景なことが多い

<BF客室の利用コスト>

- ビジネス利用の場合には、コストあまり高くないBF客室等を使いたい
- 広めの客室の料金が、ある程度高いことについては、ユーザーの理解も必要

<一般客室でのバリアフリー対応>

- アクティブな車いす使用者、電動車いす使用者、介護が必要な高齢者等、それぞれの客室に対するニーズが異なる(BF客室ではなく、一定の質が高い一般客室を利用する車いす使用者も存在)
- BF客室が設けられた上で、他の客室も使えるというのが望ましい
- 段差なし、手すり+回転スペースのある一般客室が増えるといよいよ
- バスタブ等に移乗できることが必要

施設管理者側の意見

<BF客室数>

- 新築であれば、総客室数の1%程度をBF客室とすることに対応可能
- 施設の規模によるが、1施設に10室の義務化となると対応は難しい
- 複数室利用ニーズの頻度を見極める必要がある

<BF客室の稼働率>

- BF客室の稼働率が低いことが課題に、稼働率が低いとの指摘がある
- 複数室に増やしても、使われない客室になると事業者にとっては負担

<BF客室のしつらえ等>

- 必要以上に設備を付加した結果、病院のようになってしまい、使いにくくなっていることがある
- 手すり・設備機器等のデザインが客室の仕様やデザインに合わない
- 多様な障害者への対応を求められ、オーバースペックとなっている可能性

<BF客室の利用コスト>

- 面積や仕様の兼ね合いにより、BF客室の室料金は高くなる。また客室の利用人数により、1人あたりの料金も高くなる。

<一般客室でのバリアフリー対応>

- BF客室に加えて、広め的一般客室を増やしていくのが理想
- 浴室、トイレ、洗面台を完全に分離した一般客室であれば、多くの方が利用可能
- 新築であれば、客室・浴室等の出入口の高低差のない整備が可能
- ドア幅の確保、客室・浴室等の出入口の高低差なし、手すりの設置は販売上、不利にならないが、客室の広さ(回転スペース)の確保が難しい

要望及び課題の抽出

①複数のBF客室へのニーズ

②BF客室の稼働率が低い

③BF客室の快適性・デザイン性等、設計上の配慮が必要

④多様なニーズ(広さ、設備、価格等)に対応した客室が不足

⑤バリアフリーに配慮した一般客室が少ない

⑥BF客室等に関する情報提供が不足

方向性(案)

方向性(案)-1 BF客室の複数化

1-1. BF客室の設置数に係る基準の見直し等

- BF客室の設置数に係る基準を割合で定めるよう見直しを行う。
- 地方公共団体による地域の実情に応じた条例の整備を促進する。

方向性(案)-2 客室の選択肢を増やす

2-1. BF客室の快適性・デザイン性の向上(魅力ある客室の提供)

- BF客室のイメージ向上を図るために、合理的、かつきめ細やかな設計上の創意工夫を積極的に行う必要がある。

2-2. 高齢者、障害者等のニーズや利用に配慮した一般客室の整備

- BF客室に加えて、高齢者、障害者等誰もが利用できるように配慮した、一般客室の整備を促進する。
- BF客室及び高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室について、客室タイプ(シングル・ツイン、広め等)ごとに選択肢を広げることを促進する。

方向性(案)-3 バリアフリー情報提供の促進

3-1. バリアフリーの効果的な情報提供

- 客室の広さ(面積)や、出入口の幅や高低差の寸法等のバリアフリー対応に関する情報を判りやすく提供することを促進する。

ホテル又は旅館のバリアフリー客室設置数の基準見直し(案)

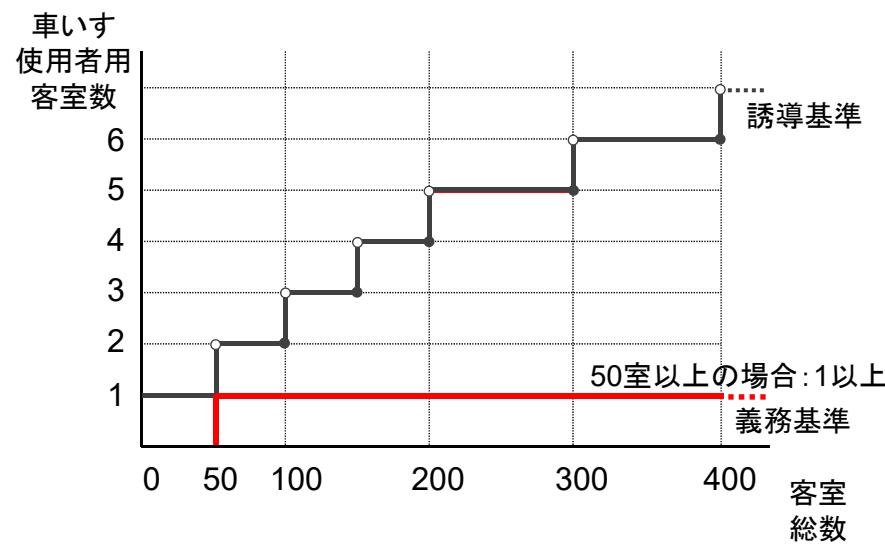
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条の政令改正により、
延べ面積2,000m²以上、かつ50室以上のホテル又は旅館に義務付けられる、車いす使用者用客室(※)の設置
 数について、客室の総数に対する割合で定めるよう見直しを行う。

現行

- 客室の総数が50室以上の場合、**1以上**の車いす使用者用客室を設ける

【誘導基準】

客室の総数が200以下の場合は、客室の総数の2%以上
 客室の総数が200超の場合は、客室の総数の1%+2以上
 の車いす使用者用客室を設ける

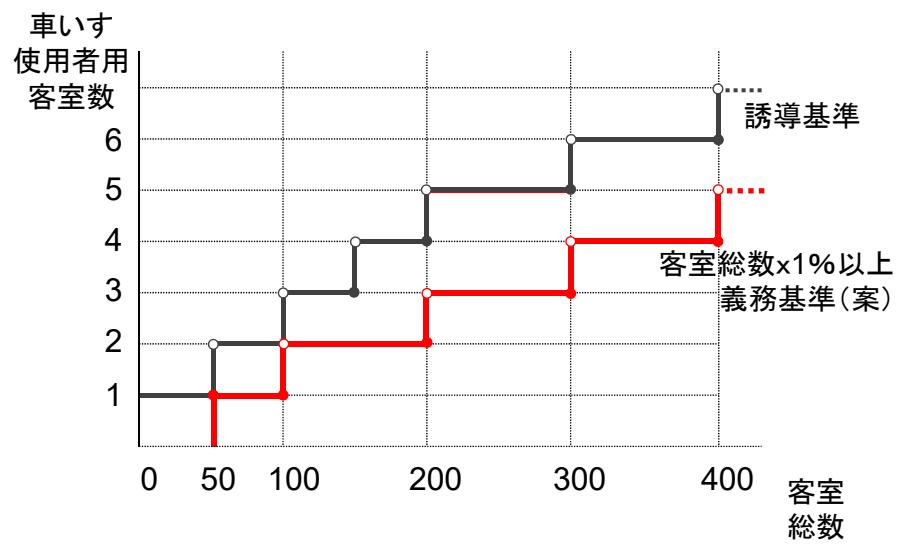


改正後

- 客室総数が50室以上の場合、**客室の総数の1%以上**の車いす使用者用客室を設ける

【誘導基準】

客室の総数が200以下の場合は、客室の総数の2%以上
 客室の総数が200超の場合は、客室の総数の1%+2以上
 の車いす使用者用客室を設ける



※車いす使用者用客室の基準の主な内容

・便所、浴室を含む出入口幅を80cm以上とすること　・戸を設ける場合には、その前後に段差が無いこと　・車いす使用者用便房(手すりや十分な空間の確保等)の設置

地方公共団体における宿泊施設のバリアフリー化に係る支援制度の一覧表

国土交通省では平成 30 年 8 月に、宿泊施設のバリアフリー化に係る支援制度に関する地方公共団体向けの調査を行いました。平成 30 年 8 月 9 日から 8 月 24 日まで行った、自治体に対するアンケート調査の回答があった自治体の中において、今年 9 月以降において支援制度が有ると回答した自治体をまとめた一覧表を以下にお示しいたします。

宿泊施設のバリアフリー化に対する支援制度が有る自治体一覧表 (H30. 8)

1. 北海道	21. 福井県 大野市	41. 鳥取県 智頭町	61. 熊本県 嘉島町
2. 北海道 札幌市	22. 長野県 下諏訪町	42. 鳥取県 鳥取市	62. 熊本県 菊池市
3. 北海道 帯広市	23. 岐阜県	43. 鳥取県 湯梨浜町	63. 熊本県 菊陽町
4. 北海道 南富良野町	24. 岐阜県 高山市	44. 鳥取県 伯耆町	64. 熊本県 玉名市
5. 青森県 三沢市	25. 三重県 鳥羽市	45. 鳥取県 八頭町	65. 熊本県 荒尾市
6. 青森県 南部町	26. 滋賀県	46. 鳥取県 米子市	66. 熊本県 山鹿市
7. 宮城県 仙台市	27. 京都府 京田辺市	47. 岡山県 津山市	67. 熊本県 上天草市
8. 山形県	28. 兵庫県	48. 香川県 琴平町	68. 熊本県 人吉市
9. 栃木県 宇都宮市	29. 兵庫県 神河町	49. 高知県 室戸市	69. 熊本県 大津町
10. 群馬県	30. 兵庫県 神戸市	50. 福岡県 大牟田市	70. 熊本県 天草市
11. 埼玉県 さいたま市	31. 兵庫県 播磨町	51. 佐賀県	71. 熊本県 八代市
12. 東京都産業労働局	32. 奈良県	52. 長崎県 新上五島町	72. 熊本県 苓北町
13. 東京都 江東区	33. 鳥取県	53. 長崎県 平戸市	73. 大分県
14. 東京都 港区	34. 鳥取県 岩美町	54. 熊本県	74. 大分県 豊後高田市
15. 東京都 荒川区	35. 鳥取県 境港市	55. 熊本県 あさぎり町	75. 宮崎県 宮崎市
16. 東京都 台東区	36. 鳥取県 琴浦町	56. 熊本県 阿蘇市	76. 宮崎県 都城市
17. 東京都 文京区	37. 鳥取県 三朝町	57. 熊本県 芦北町	77. 沖縄県 那覇市
18. 東京都 練馬区	38. 鳥取県 若桜町	58. 熊本県 宇城市	
19. 新潟県	39. 鳥取県 倉吉市	59. 熊本県 宇土市	
20. 石川県	40. 鳥取県 大山町	60. 熊本県 益城町	

なお、支援制度の概要及び問い合わせ先等は、平成 30 年 9 月末以降に国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/index.html>) > トピックス「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」(第 1 回) 参考資料 2 にて掲載いたします。

ホテル又は旅館におけるバリアフリー化に向けた取組みに関する推進について、下記の施設管理者関係団体及び建具・設備関係団体に対して、平成30年9月19日に通知をしております。

【施設管理者団体】

(宛先)

- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
 - ・一般社団法人 全日本シティホテル連盟
 - ・一般社団法人 日本ホテル協会
 - ・一般社団法人 日本旅館協会
- (50音順)

【建具・設備関係団体】

(宛先)

- ・一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

国住指第1997号
平成30年9月19日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中

国土交通省住宅局建築指導課長

ホテル又は旅館におけるバリアフリー化に向けた取組みについて

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、我が国における急速な高齢化の進行等を受けて、建築物の一層のバリアフリー化の対応が求められています。

国土交通省では、東京パラリンピック競技大会や障害者団体からの要望を受けて、昨年12月に「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」を設置し、施設管理者関係団体や障害者等へのアンケート調査結果等を踏まえて、今年6月に客室基準の見直しを含むホテル・旅館のバリアフリー化を総合的に推進するため、対応方針をとりまとめました。(別添1)

これに基づき、車椅子使用者用客室の設置基準(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条第1項)について、床面積2,000m²以上かつ客室総数が50以上のホテル又は旅館を建築する場合、現行では、1以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないところ、来年に予定されている政令改正の施行以降は、建築する客室総数の1%以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないこととなる予定です。(別添2)

これらを踏まえ、今後、ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室等においては、高齢者、障害者等の円滑な移動等への配慮のみならず、健常者を含めた多くの利用者にとって、快適性やデザイン性に配慮された魅力ある空間整備の推進が求められると考えています。つきましては、貴団体におかれましても、車椅子使用者用客室等について、高齢者、障害者等を含めた誰もが利用しやすい魅力ある空間整備に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

ホテル又は旅館のバリアフリー化の整備にあたっては、支援制度の活用が可能である場合があります。地方公共団体における宿泊施設のバリアフリー化に係る支援制度の一覧表を情報提供しますので、事業の一助として適宜、ご活用いただければと考えています。(別添3)

なお、設計関係団体及び建材・設備関係団体に対して、それぞれ、ホテル又は旅館におけるバリアフリー化に向けた取組みに関する推進について通知しています。(別添4)

国住指第1998号
観観産第482号
平成30年9月19日

一般社団法人 全日本シティホテル連盟 御中

国土交通省住宅局建築指導課長
観光庁観光産業課長

ホテル又は旅館におけるバリアフリー化に向けた取組みについて

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、我が国における急速な高齢化の進行等を受けて、建築物の一層のバリアフリー化の対応が求められています。

国土交通省では、東京パラリンピック競技大会や障害者団体からの要望を受けて、昨年12月に「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」を設置し、施設管理者関係団体や障害者等へのアンケート調査結果等を踏まえて、今年6月に客室基準の見直しを含むホテル・旅館のバリアフリー化を総合的に推進するため、対応方針をとりまとめました。(別添1)

これに基づき、車椅子使用者用客室の設置基準(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条第1項)について、床面積2,000m²以上かつ客室総数が50以上のホテル又は旅館を建築する場合、現行では、1以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないところ、来年に予定されている政令改正の施行以降は、建築する客室総数の1%以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないこととなる予定です。(別添2)

これらを踏まえ、今後、ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室等においては、高齢者、障害者等の円滑な移動等への配慮のみならず、健常者を含めた多くの利用者にとって、快適性やデザイン性に配慮された魅力ある空間整備の推進が求められると考えています。つきましては、貴団体におかれましても、車椅子使用者用客室等について、高齢者、障害者等を含めた誰もが利用しやすい魅力ある空間整備に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

ホテル又は旅館のバリアフリー化の整備にあたっては、支援制度の活用が可能である場合があります。地方公共団体における宿泊施設のバリアフリー化に係る支援制度の一覧表を情報提供しますので、事業の一助として適宜、ご活用いただければと考えています。(別添3)

なお、設計関係団体及び建材・設備関係団体に対して、それぞれ、ホテル又は旅館におけるバリアフリー化に向けた取組みに関する推進について通知しています。(別添4)

国住指第1999号
観観産第483号
平成30年9月19日

一般社団法人 日本ホテル協会 御中

国土交通省住宅局建築指導課長
観光庁観光産業課長

ホテル又は旅館におけるバリアフリー化に向けた取組みについて

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、我が国における急速な高齢化の進行等を受けて、建築物の一層のバリアフリー化の対応が求められています。

国土交通省では、東京パラリンピック競技大会や障害者団体からの要望を受けて、昨年12月に「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」を設置し、施設管理者関係団体や障害者等へのアンケート調査結果等を踏まえて、今年6月に客室基準の見直しを含むホテル・旅館のバリアフリー化を総合的に推進するため、対応方針をとりまとめました。(別添1)

これに基づき、車椅子使用者用客室の設置基準(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条第1項)について、床面積2,000m²以上かつ客室総数が50以上のホテル又は旅館を建築する場合、現行では、1以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないところ、来年に予定されている政令改正の施行以降は、建築する客室総数の1%以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないこととなる予定です。(別添2)

これらを踏まえ、今後、ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室等においては、高齢者、障害者等の円滑な移動等への配慮のみならず、健常者を含めた多くの利用者にとって、快適性やデザイン性に配慮された魅力ある空間整備の推進が求められると考えています。つきましては、貴団体におかれましても、車椅子使用者用客室等について、高齢者、障害者等を含めた誰もが利用しやすい魅力ある空間整備に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

ホテル又は旅館のバリアフリー化の整備にあたっては、支援制度の活用が可能である場合があります。地方公共団体における宿泊施設のバリアフリー化に係る支援制度の一覧表を情報提供しますので、事業の一助として適宜、ご活用いただければと考えています。(別添3)

なお、設計関係団体及び建材・設備関係団体に対して、それぞれ、ホテル又は旅館におけるバリアフリー化に向けた取組みに関する推進について通知しています。(別添4)

国住指第 2000 号
観観産第 484 号
平成 30 年 9 月 19 日

一般社団法人 日本旅館協会 御中

国土交通省住宅局建築指導課長
観光庁観光産業課長

ホテル又は旅館におけるバリアフリー化に向けた取組みについて

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、我が国における急速な高齢化の進行等を受けて、建築物の一層のバリアフリー化の対応が求められています。

国土交通省では、東京パラリンピック競技大会や障害者団体からの要望を受けて、昨年 12 月に「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」を設置し、施設管理者関係団体や障害者等へのアンケート調査結果等を踏まえて、今年 6 月に客室基準の見直しを含むホテル・旅館のバリアフリー化を総合的に推進するため、対応方針をとりまとめました。(別添 1)

これに基づき、車椅子使用者用客室の設置基準(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 15 条第 1 項)について、床面積 2,000 m²以上かつ客室総数が 50 以上のホテル又は旅館を建築する場合、現行では、1 以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないところ、来年に予定されている政令改正の施行以降は、建築する客室総数の 1 %以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないこととなる予定です。(別添 2)

これらを踏まえ、今後、ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室等においては、高齢者、障害者等の円滑な移動等への配慮のみならず、健常者を含めた多くの利用者にとって、快適性やデザイン性に配慮された魅力ある空間整備の推進が求められると考えています。つきましては、貴団体におかれましても、車椅子使用者用客室等について、高齢者、障害者等を含めた誰もが利用しやすい魅力ある空間整備に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

ホテル又は旅館のバリアフリー化の整備にあたっては、支援制度の活用が可能である場合があります。地方公共団体における宿泊施設のバリアフリー化に係る支援制度の一覧表を情報提供しますので、事業の一助として適宜、ご活用いただければと考えています。(別添 3)

なお、設計関係団体及び建材・設備関係団体に対して、それぞれ、ホテル又は旅館におけるバリアフリー化に向けた取組みに関する推進について通知しています。(別添 4)

国住指第 2006 号
平成 30 年 9 月 19 日

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会 御中

国土交通省住宅局建築指導課長

ホテル又は旅館におけるバリアフリー化に向けた建具・設備等の取組みについて

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、我が国における急速な高齢化の進行等を受けて、建築物の一層のバリアフリー化の対応が求められています。

国土交通省では、東京パラリンピック競技大会や障害者団体からの要望を受けて、昨年12月に「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」を設置し、施設管理者関係団体や障害者等へのアンケート調査結果等を踏まえて、今年6月に客室基準の見直しを含むホテル・旅館のバリアフリー化を総合的に推進するため、対応方針をとりまとめました。(別添1)

これに基づき、車椅子使用者用客室の設置基準(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条第1項)について、床面積2,000m²以上かつ客室総数が50以上のホテル又は旅館を建築する場合、現行では、1以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないところ、来年に予定されている政令改正の施行以降は、建築する客室総数の1%以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないこととなる予定です。(別添2)

これらを踏まえ、今後、ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室等においては、高齢者、障害者等の円滑な移動等への配慮のみならず、健常者を含めた多くの利用者にとって、快適性やデザイン性に配慮された魅力ある空間整備の推進が求められると考えています。つきましては、貴団体におかれましても、車椅子使用者用客室等で使用される建具・設備等について、高齢者、障害者等を含めた誰もが利用しやすい魅力ある製品の開発・普及に向けて努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、施設管理者関係団体及び設計関係団体に対して、それぞれ、ホテル又は旅館におけるバリアフリー化に向けた取組みに関する推進について通知する(別添4)とともに、併せて、施設管理者関係団体には、地方公共団体における宿泊施設のバリアフリー化に係る支援制度の一覧表(別添3)を情報提供していますので、参考まで添付いたします。